

平成24年

第1回市議会定例会 議案第57号

函館市地域生涯学習センター条例の一部改正について

函館市地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例

函館市地域生涯学習センター条例（平成16年函館市条例第121号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

|      |      |        |   |
|------|------|--------|---|
| 控室   | 820円 | 1,240円 | を |
| 配ぜん室 | 820円 | 1,240円 |   |

「

|    |      |        |   |
|----|------|--------|---|
| 控室 | 820円 | 1,240円 | に |
|----|------|--------|---|

」

改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

榎法華総合センターの配ぜん室を廃止するため